

職員の勤務時間及び休日休暇に関する条例の一部を改正する条例 新旧対照表

現 行 条 例	改 正 条 例
<p>○職員の勤務時間及び休日休暇に関する条例 (平成7年3月15日 条例第1号)</p> <p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第24条第6項の規定に基づき、職員の勤務時間、休日及び休暇に関し必要な事項を定めることを目的とする。</p> <p>第2条～第7条の2 略 (育児又は介護を行う職員の早出遅出勤務)</p> <p>第8条 任命権者は、次に掲げる職員がその子を養育するために請求した場合には、公務の運営に支障がある場合を除き、当該職員に当該請求に係る早出遅出勤務（始業及び終業の時刻を、職員が育児を行うためのものとしてあらかじめ定められた特定の時刻とする勤務時間の割振りによる勤務をいう。）をさせるものとする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 小学校に就学している子のある職員であって、規則で定めるもの</p> <p>2及び3 略</p> <p>第8条の2～第18条 略</p>	<p>○職員の勤務時間及び休日休暇に関する条例 (平成7年3月15日 条例第1号)</p> <p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第24条第5項の規定に基づき、職員の勤務時間、休日及び休暇に関し必要な事項を定めることを目的とする。</p> <p>第2条～第7条の2 略 (育児又は介護を行う職員の早出遅出勤務)</p> <p>第8条 任命権者は、次に掲げる職員がその子を養育するために請求した場合には、公務の運営に支障がある場合を除き、当該職員に当該請求に係る早出遅出勤務（始業及び終業の時刻を、職員が育児を行うためのものとしてあらかじめ定められた特定の時刻とする勤務時間の割振りによる勤務をいう。）をさせるものとする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 小学校、<u>義務教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部</u>に就学している子のある職員であって、規則で定めるもの</p> <p>2及び3 略</p> <p>第8条の2～第18条 略</p>